

EP 関連資料

**EPO の審査ガイドラインにおけるクレーム補正および口頭審理を除く
改定内容（発効日：2017年11月1日）**

2017年12月25日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

EPO は、年間ベースで審査ガイドラインを見直し、適宜に改定するという施策を掲げています。このような施策の一環として、EPO は本年度も、改定を行いました。なお、前回の改定は、2016年11月に行われています。

EPO における審査ガイドラインは、EPO によって発行された拘束力のない法律関係書類です。審査ガイドラインに含まれる今回の改定は、EP 特許プラクティスに合致して適切に権利化を図る上で、非常に重要なものです。したがって、EPO における審査ガイドラインは、EP 特許出願を権利化すると共に、特許付与後の手続を適切に行う上で、間違いなく重要なツールであると言えます。

今回、EPO は、審査ガイドラインに関し、一部改定を行い、その内容を公表しました。改定版の審査ガイドラインの発効日は、**2017年11月1日**です。

クレーム補正および口頭審理に関する改定を除く、「審査請求費用の払い戻し」、「サーチ費用の減額」、「"priority period"の明確化」、「パーシャル・サーチレポートと"Provisional Opinion"」、「開示の十分性」、「ユーザ-インタフェースの特許可能性」、「コンピュータが実施する外科的処置方法、治療方法、及び、診断方法」に関する改定内容に関し、以下に詳細に説明します。

【全5頁】

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【ウェブサイト・facebook】

当事務所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。
是非ご参照下さい。

<総合ウェブサイト> : <http://www.harakenzo.com>
<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>
<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>
<法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>
※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。